

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
各附属機関の長

警察庁丙運発第19号
平成28年8月8日
警察庁交通局長

補聴器条件を運転免許に付された者に対する臨時適性検査及び安全教育の運用について

聴力を道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第23条第1項の表聴力の項第1号に定める基準以上に補う補聴器を使用すべきこととする条件(以下「補聴器条件」という。)を運転免許に付された者等に対する臨時適性検査及び安全教育については、「補聴器条件を運転免許に付された者に対する臨時適性検査及び安全教育の運用について」(平成23年9月12日付け警察庁丙運発第28号)により運用されているところであるが、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成28年内閣府令第258号)が平成28年7月15日に公布され、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)により準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。)が新設された。新制度においては、補聴器条件は準中型免許にも付することができることとされており、これらの内容を含む新制度は平成29年3月12日から施行されることとなった。

これに伴い、補聴器条件を運転免許に付された者等に対する臨時適性検査及び安全教育の運用について、下記のとおり定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、平成29年3月12日をもって廃止する。

記

1 臨時適性検査及び安全教育の目的

補聴器条件を運転免許に付された者の中には、補聴器を使用することなく、運転する準中型自動車又は普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転席側の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を運転者席から容易に確認することができることとなる後写鏡その他の装置(以下「特定後写鏡等」という。)を使用して準中型自動車又は普通自動車を運転することを希望する者がいることから、これらの者から道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第102条第5項及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第37条の7第1号の規定に基づき、府令第29条の3第4項において準用する府令第23条第1項の表聴力の項第2号に係る適性検査を受けたい旨の申出があった場合には、本通達に基づき、臨時適性検査及び安全教育を実施するものとする。

2 臨時適性検査について

(1) 臨時適性検査の対象者

法第102条第5項及び令第37条の7第1号の規定に基づき、府令第29条の3第4項において準用する府令第23条第1項の表聴力の項第2号に係る適性検査を受けたい旨の申出を行った者

(2) 臨時適性検査の実施

臨時適性検査においては、受検者に運転免許試験場等の試験コースを走行させることにより、特定後写鏡等を使用することで安全な運転に支障を及ぼすおそれがないことを確認するものとする。

3 安全教育について

(1) 安全教育の対象者

上記2の臨時適性検査により適性が確認された者

(2) 安全教育の実施

安全教育においては、聴覚により交通の状況を認知することができない状態である運転に係る危険を予測した運転に必要な技能及び知識を指導するものとする。

4 臨時適性検査により適性が確認された後、安全教育を受けた者の運転免許に付する条件

臨時適性検査の結果、適性が確認された後、安全教育を受けた者については、補聴器を使用しなくても、特定後写鏡等を使用し、聴覚障害者標識を表示することで、準中型自動車又は普通自動車の運転を認めることとする。なお、上記の者の運転免許については、「補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない準中型車と普通車に限る（旅客車を除く））」等の条件を付するものとする。

5 その他

(1) 運転免許に補聴器条件が付されているものではないが、聴力の低下を理由として府令第23条第1項の表聴力の項第2号に係る適性検査を受けたい旨の申出をした者についても、上記適性検査を行うものとする。その結果、適性が確認された者については、上記安全教育を行うこととする。その際、その者の運転免許には、準中型自動車又は普通自動車を運転する場合には、特定後写鏡等を使用すべきこととする条件を付すものとする。

(2) 補聴器条件を運転免許に付された者等から、補聴器を使用することなく、特定後写鏡等を使用して準中型自動車又は普通自動車を運転することの申出があった場合には、運転適性相談等の場において、臨時適性検査や安全教育、運転免許に付される条件の内容等について十分な説明を行うこと。